

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		補装具費の支給決定
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2
	参考事項	
	設定等年月日	平成18年 4月 1日設定 平成26年 6月25日最終変更
	【 基準 】	
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋</p> <p>第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが相当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令抜粋</p> <p>第43条の2 法第76条第1項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 法第76条第1項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入等の（同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項において同じ。）のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円であることとする。</p>	



その他、厚生労働省で定める補装具費支給事務取扱指針等に基づく。